

独立行政法人北方領土問題対策協会の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 19,318	千円 12,252	千円 5,371	千円 1,470(調整手当) 225(通勤手当)	-	-
理事 (1人)	千円 11,294	千円 7,632	千円 3,119	千円 229(調整手当) 156(通勤手当) 158(寒冷地手当)	-	-
理事 (非常勤) (4人)	千円 380	千円 380	千円 -	千円 -	1月1日1名	12月31日1名
監事 (非常勤) (2人)	千円 6,000	千円 6,000	千円 -	千円 -	-	-

注1:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:年度途中で就任及び退任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	千円 -	年 -	月 -	-	該当者なし
理事	千円 -	年 -	月 -	-	該当者なし
理事 (非常勤)	千円 -	年 -	月 -	-	該当者なし
監事 (非常勤)	千円 -	年 -	月 -	-	該当者なし

職員給与について

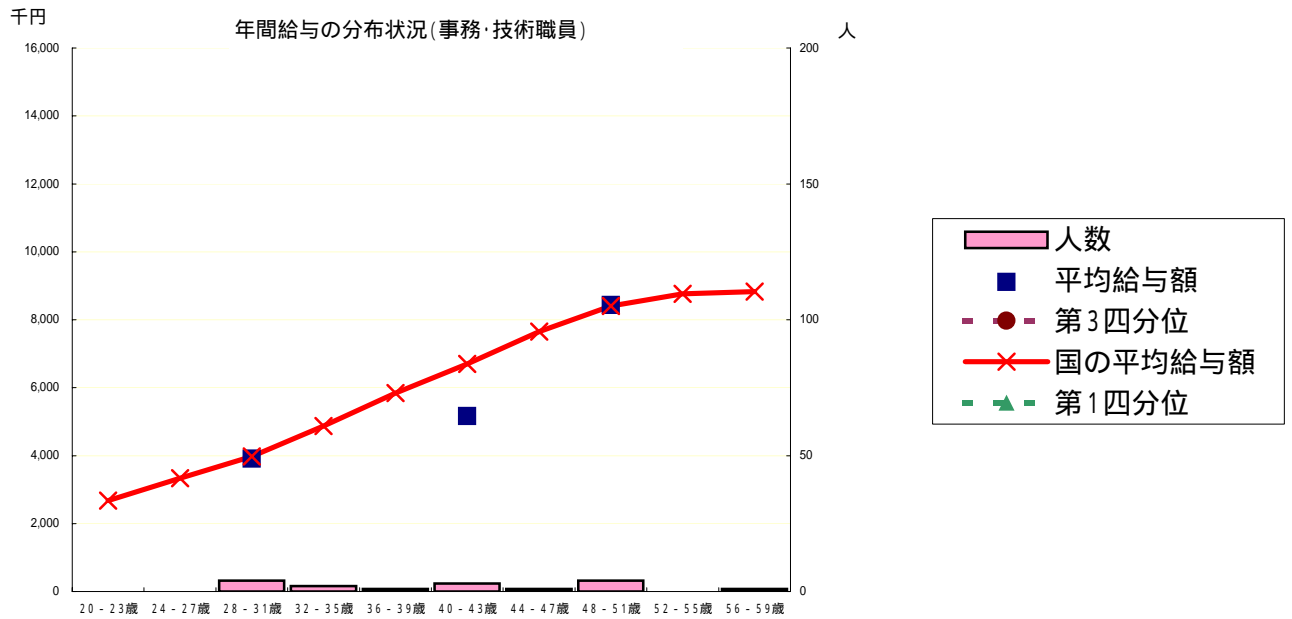
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	18人	43.3歳	千円 6,301	千円 4,650	千円 174	千円 1,651
事務・技術	18人	43.3歳	千円 6,301	千円 4,650	千円 174	千円 1,651
研究職種	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
在外職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
任期付職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	-		千円	千円	千円	千円
研究職種	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	-		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	-		千円	千円	千円	千円
再任用職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	-		千円	千円	千円	千円
研究職種	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	-		千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	-		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	-		千円	千円	千円	千円

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
非常勤職員	9	48.5	3,513	3,138	182	375
事務・技術	5	45.9	3,655	2,979	180	676
研究職種	該当者なし					
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
嘱託職種	4	51.8	3,337	3,337	185	0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。〕



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: グラフのうち、年齢32-35歳、36-39歳、44-47歳、56-59歳の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	3	57.8	-	8,642	-	-	-
課長補佐	3	50.5	-	7,842	-	-	-
係長	5	39.7	4,873	5,506	6,387	6,387	6,387
係員	6	32.8	3,797	3,845	4,069	4,069	4,069

注: 「本部課長」「本部係員」が相当数置かれていないため、原則として「本部課長」「本部係員」を掲げるところ、代わりに「課長」「課長補佐」「係長」「係員」について記載する。なお、部長については該当者が2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級
標準的な職位		局長	課長	課長	課長	専門官
人員 (割合)	18人	-人 (%)	-人 (%)	1人 (5.6%)	3人 (16.7%)	-人 (%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	61～50	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	7,575～5,130	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	10,216～6,908	～

区分		6級	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		専門官	専門官	専門職	専門職	-
人員 (割合)		3人 (16.7%)	2人 (11.1%)	3人 (16.7%)	4人 (22.2%)	2人 (11.1%)
年齢(最高～最低)		51～49	～	43～30	41～31	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,004～5,326	～	3,830～3,177	2,950～2,766	～
年間給与額(最高～最低)		8,237～7,400	～	5,211～4,342	4,069～3,797	～

注:表のうち、9、5、2級の該当者はそれぞれ2名以下であることから、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「年齢(最高～最低)以下の事項について記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.9	% 61.6	% 59.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.1	% 38.4	% 40.2
	最高～最低	% 42.3～41.9	% 38.6～38.2	% 40.4～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 69.1	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 30.9	% 32.3
	最高～最低	% 39.1～31.3	% 36.0～29.0	% 36.0～30.4

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

93.0

対他法人(事務・技術職員)

86.5

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 168,225	千円 164,050	千円 (%) 4,175 (2.54)	千円 (%) 4,175 (2.54)
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 188,417	千円 188,437	千円 (%) 20 (0.01)	千円 (%) 20 (0.01)
最広義人件費	千円 237,279	千円 234,520	千円 (%) 2,759 (1.17)	千円 (%) 2,759 (1.17)

注:前年度の数値は、本法人が平成15年10月1日に設立された法人であり、平成15年度の年間給与、実績を示すことができないため、本法人の役員給与規程等に基づいて算出した推計値である。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	-	-	寒冷地手当を約4割引き下げる(経過措置あり)とともに、一括支給制から月額支給制(5か月間)に変更した。
役員(常勤)	有	-	-	通勤手当を6か月定期化した。(但し、非常勤役員を除く)
役員(非常勤)	無	-	-	
職員	有	-	-	

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤務実績を踏まえ、規程どおりの俸給を支払った。

役員報酬水準の改定内容

法人の長 { 人事院勧告の趣旨に基づき、改定を行わなかった。 }
 理事 { 人事院勧告の趣旨に基づき、改定を行わなかった。 }

3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期計画に基づき適正に管理する。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を最大限反映させるほか、評価委員会の評価等を考慮に入れて決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績に応じて支給額を変動させる。
俸給	1年間良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告の趣旨に基づき、寒冷地手当を約4割引き下げる(経過措置あり)とともに、一括支給制から月額支給制(5か月間)に変更した。また、同勧告の趣旨に基づき、調整手当について、いわゆる「ワンタッチ防止」のため、異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6か月を超えることを異動保障の要件するとともに、異動保障の支給期間を3年間から2年間へ短縮し、2年目の支給割合を2割引き下げた。さらに、同勧告の趣旨に基づき、通勤手当を6か月定期化した。

法人が必要と認める事項

在勤地域別に区分した職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.4

学歴別に区分した職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.2

在勤地域別に区分した職員を更に学歴別に区分した職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.9